

特養あずみの里の刑事裁判について

— 介護業務中の異変について施設職員が業務上過失致死罪に問われたケース —

講師：宮地理子先生（弁護士）

主催 一般財団法人東京保健会 病体生理研究所

【講演要旨】

2013年末、特養あずみの里の食堂で、間食のドーナツを食べた85歳の女性（K）がぐったりして意識を失った。Kの隣に座り、反対側の食事全介助の男性利用者にゼリーを食べさせていた准看護師が、Kの食事時の動静を注視して、食物誤嚥による窒息等の事故を未然に防止すべき注意義務に違反したとして、2014年12月、業務上過失致死罪で起訴された。

弁護人は、2016年3月の公判期日で5時間に及ぶ冒頭陳述を行い、検察官を追い詰め、同年9月、検察官は、「注視義務違反」を維持したまま「おやつ」の形態を確認する義務を怠り、ドーナツを配ったことが過失」だとする訴因の追加的・予備的変更を行った。

裁判は、「注視義務違反」と「おやつ」の形態確認義務違反」という2つの過失の存否、Kは窒息したのか因果関係の有無をめぐる争いを軸に展開し、2017年7月から月1回程のペースで証人尋問が実施され、山場を迎えている。

本講演では、刑事裁判となった事実関係、裁判の経過をご説明すると共に、あずみの里の件を参考に、一般の介護現場でどのようなことに注意して対応すべきか等について、お話ししたい。

【日時】 2017年12月2日（土） 午後2時30分～4時40分

【会場】 平和と労働センター 2F 大ホール **【参加費】** 無料

【定員】 110名（先着順で締め切ります。あらかじめ御了解ください）

申し込み方法

- 1、下記申込書にもれなく記入の上、FAX・郵送で申込。（不備がある場合、受講票を送付できません）
- 2、申込者あて受講票をFAXで送付します。当日、必ずお持ち下さい。
- 3、定員到達後の申込者へは「締切済」通知をFAXで送付します。あらかじめ御了解ください。

2017年12月2日（土）「第139回 医療技術者研修会（宮地理子先生）」受講申込書

勤務先の名称	職 種	氏名（フリガナ付）
勤務先の住所 〒（ ）		
FAX 番号 （ ）		

申込先 〒173-0032 東京都板橋区大谷口上町 26-2（財）東京保健会病体生理研究所 医療技術者研修係

問い合わせ用 TEL 03 (3956) 4120 申し込み用 FAX 03 (3956) 4102



講 師

みやち りこ

宮地理子 先生

弁護士法人アルtail法律事務所 弁護士

略 歴
 2008年12月 弁護士登録
 2010年11月～2014年4月 八重山ひまわり基金法律事務所 所長弁護士
 2014年5月～2015年3月 弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所
 2015年4月～現在 弁護士法人アルtail法律事務所

著書論文等 『季刊刑事弁護』68号 「刑事弁護日誌」

所属学会等 日本弁護士連合会 公設事務所・法律相談センター委員会

第二東京弁護士会 公設事務所運営支援等委員会

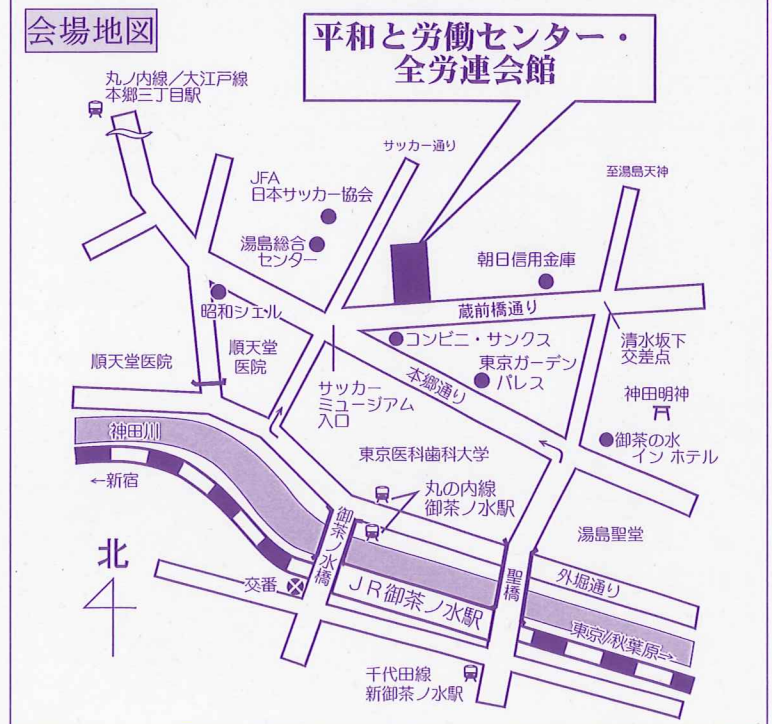
原発事故被災者支援弁護団

会場案内 平和と労働センター・全労連会館 2F・大ホール

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4 [電話] 03 (5842) 5610 (代表)

交通機関

JR 総武線・中央線「御茶ノ水駅」徒歩7分 地下鉄東京メトロ丸の内線「御茶ノ水駅」徒歩5分



注記：本財団は個人情報保護法を遵守し、申込書に記載頂いた情報は、本研修会に係る受付・運営のみに利用いたします。申込の内容に関する照会・修正等につきましては左記「医療技術者研修企画係」へ御連絡をお願い致します。